## 4.(2)看護小規模多機能型居宅介護

## 改定事項

- 〇 看護小規模多機能型居宅介護 基本報酬
- 新型コロナウイルス感染症に対応するための特例的な評価
- ① 2(1)②認知症に係る取組の情報公表の推進
- ② 2(1)③多機能系サービスにおける認知症行動・心理症状緊急対応加算の創設
- ③ 2(1)④認知症介護基礎研修の受講の義務づけ
- ④ 2(2)⑧通所困難な利用者の入浴機会の確保
- ⑤ 2(4)⑤緊急時の宿泊ニーズへの対応の充実
- ⑥ 2(7)①離島や中山間地域等におけるサービスの充実
- ⑦ 2(7)③過疎地域等におけるサービス提供の確保
- ⑧ 2(7)⑤特例居宅介護サービス費による地域の実情に応じたサービス提供の確保
- ⑨ 3(1)①リハビリテーション・機能訓練、口腔、栄養の取組の一体的な推進
- ⑩ 3(1)⑪通所系サービス等における口腔機能向上の取組の充実
- ① 3(1)1 通所系サービス等における栄養ケア・マネジメントの充実
- ① 3(3)②褥瘡マネジメント加算等の見直し
- ③ 3(3)③排せつ支援加算の見直し
- ④ 4(1)①処遇改善加算の職場環境等要件の見直し
- ⑤ 4(1)②介護職員等特定処遇改善加算の見直し
- 16 4(1)③サービス提供体制強化加算の見直し
- ⑪ 4(2)⑩管理者交代時の研修の修了猶予措置
- 18 5(1)①同一建物減算適用時等の区分支給限度基準額の計算方法の適正化
- ⑨ 5(1)⑩介護職員処遇改善加算(Ⅳ)及び(V)の廃止